

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

(厚生労働省6(VI-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>障害者等の職業能力開発を推進すること(施策目標VI-2-2) 基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>人材開発統括官 特別支援室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>特別支援室長 菊地 政幸</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、障害者の社会的自立を促進するため、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)や障害者基本計画(令和5年3月閣議決定)等に基づき、障害者に対する職業訓練を実施する。また、訓練受講期間中に支給する訓練手当の都道府県における費用負担に対する支援を行う。</p> <p>【障害者職業能力開発校について】 ○ 一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施している。国立機構営校、国立県営校、県立県営校の3種類がある。 ・ 国立機構営校(2校): 国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校。先導的な職業訓練実施の成果をもとに、職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献。 ・ 国立県営校(11校): 国が設置し、都道府県に運営を委託。 ・ 県立県営校(6校): 府県が設置・運営。</p> <p>【障害者の多様なニーズに対応した委託訓練について】 ○ ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図っている。また、障害者職業能力開発校だけではなく、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入れ体制等の強化を図っている。</p>										
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第5次障害者基本計画が閣議決定され、障害者の障害特性やニーズ等に応じた職業訓練の実施が求められている。また、ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数が増加傾向にあるところ、特に精神障害者、発達障害者等の同件数が伸びており、約半数が精神障害者等となっている。令和4年度の障害者の新規求職申込件数は約23万件、うち精神障害者等からの申し込みは約14万件であった。</p>										
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対する職業訓練機会の提供が課題である。</p>									
<p></p>	<p>2</p>	<p>精神障害者や発達障害者の求職者が増加するなど求職障害者の多様化が進み、多様な職業訓練ニーズが存在している。障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練の提供が課題である。また、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるための環境整備が課題である。</p>									
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>						
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>障害者職業能力開発校における効果的な職業訓練の推進</p>				<p>一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対する職業訓練機会の提供するためには、障害者の障害特性に適応した職業訓練を実施することが必要であるため。</p>						
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>民間の多様な機関等を活用した効果的な障害者委託訓練の推進 一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入れ体制等の強化</p>				<p>障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練を提供するためには、障害者職業能力開発校の活用はもちろんのこと、民間の多様な機関等を効果的に活用して多様な職業訓練を実施することが必要であるため。</p>						
<p>達成目標1について</p>											
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値)</p>					<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>○1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率(アウトカム)</p>	<p>62.9%</p>	<p>令和2年度</p>	<p>70%</p>	<p>令和9年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者職業能力開発校において、一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対してその特性に応じた職業訓練を実施しているため、その修了者の就職率を測定指標として設定。 (参考)令和4年度実績値70.1%は分母:令和4年度の障害者職業能力開発校の修了者数等(1,098人)、分子:令和4年度の同修了者数等のうち就職者数(770人)から算出したもの。 (出典)定例業務統計報告</p>	<p>目標値(水準・目標年度)については、過去の実績を踏まえつつ障害者基本計画において、就職率を70%とする目標が定められていることを踏まえ設定。</p>
<p>2 障害者職業能力開発校における訓練受講者数(アウトプット)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1,980人</p>	<p>令和6年度</p>	<p>1,980人</p>	<p>1,980人</p>	<p>1,980人</p>	<p>1,980人</p>	<p>1,980人</p>	<p>「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、障害者職業能力開発校における離職者訓練対象者数が定められていることから、同対象者を測定指標として設定。 (出典)定例業務統計報告</p>	<p>「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、2,930人であるところ、そのうち、障害者職業能力開発校における離職者訓練対象者数は1,980人であることを踏まえ設定。</p>

達成手段1		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	障害者職業能力開発校運営委託費 (昭和22年度)	2,959百万円 2,955百万円	2,952百万円		1.2	一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適切した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害特性に応じた職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	
(2)	職業転換訓練費負担金 (昭和41年度)	1,097百万円 811百万円	1,079百万円		1.2,3,4	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県が訓練手当を支給し、その要する費用のうち1/2を国が負担する。就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図り、就労を支援する。	
(3)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発助定運営費交付金 (平成23年度)	868百万円 868百万円	863百万円		1.2,5	一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適切した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもととした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図り、就労を支援する。	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○3 障害者委託訓練修了者における就職率(アウトカム)	48.5%	令和2年度	55%	令和9年度	55%	55%	55%	55%	55%	職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者が居住する身近な地域で障害の態様や企業ニーズに対応した様々な職業訓練を提供するため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を活用した障害者委託訓練を実施していることから、その修了者の就職率を測定指標として設定。 (参考)令和4年度実績値49.1%は分母:令和4年度の障害者委託訓練の修了者数等(2,322人)、分子:令和4年度の同修了者数等のうち就職者数(1,140人)から算出したもの。 (出典)定例業務統計報告	目標値(水準・目標年度)については、過去の実績を踏まえつつ障害者基本計画において、就職率を55%とする目標が定められていることを踏まえ設定。
4 障害者委託訓練の受講者数(アウトプット)	-	-	3,080人	令和6年度	3,700人	3,650人	3,500人	3,080人	3,080人	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、委託訓練として実施する離職者訓練の対象者が定められていることから、同対象者数を測定指標として設定。 (出典)定例業務統計報告	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、障害者等に対する公共職業訓練の対象者のうち、3,380人については、委託訓練として実施するものとされ、そのうち離職者訓練対象者数は3,080人であることを踏まえ設定。
5 一般の公共職業能力開発校における訓練受講者数(アウトプット)	-	-	700	令和6年度	-	-	-	-	700	一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制の強化を実施していることから、その受講者数を測定指標として設定。	目標設定にあたり、過去3年の実績を踏まえ設定。
					690	689	793				

達成手段2		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(4)	職業転換訓練費負担金 (昭和41年度)【再掲】	1,097百万円 811百万円	1,079百万円		1.2,3,4	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県が訓練手当を支給し、その要する費用のうち1/2を国が負担する。就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図り、就労を支援する。	
(5)	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 (平成16年度)	1,634百万円 1,508百万円	1,579百万円		3,4,5	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。多様な機関を活用して、知識・技能習得訓練コースや実践能力習得訓練コース等の個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。また、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入れ体制等の強化を図っている。	
(6)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発助定運営費交付金 (平成23年度)【再掲】	868百万円 868百万円	863百万円		1.2,5	一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適切した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもととした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図り、就労を支援する。	

施策の予算額(千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額		
施策の予算額(千円)	6,558,211		6,473,088					
施策の執行額(千円)	6,143,179							

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	障害者基本計画	令和5年3月閣議決定	【障害者基本計画】 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 障害者職業能力開発校における受講については、障害者本人の希望を尊重するよう努め、障害の特性に応じた職業訓練を実施するとともに、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施する。また、一般の公共職業能力開発施設においては、障害者向けの職業訓練を円滑に実施できるよう体制を整備するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。